

令和8年1月13日  
大洲市要綱第1号

## 大洲市省エネ家電買替促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格及び物価の高騰対策として、エネルギー消費性能の優れた家電への買い替えにより、エネルギー利用の合理化を推進することで、地球温暖化対策の推進及び市民の環境保全に対する意識の高揚を図り、もって市民生活を支援するため、予算の範囲内において大洲市省エネ家電買替促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「省エネ家電」とは、別表第1の左欄に掲げる種類で、同表の右欄に掲げる要件を満たすもので、一般に販売されている未使用のもの（メーカー等の保証又は設置後のサポート体制が確保されているものに限る。）をいい、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大洲市内（以下「市内」という。）に所在する店舗又は事業所において購入したもの
- (2) 令和8年1月13日以降に購入したもの

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大洲市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に省エネ家電を設置する者
- (3) 補助対象者が属する世帯員全員が市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。
- (4) 補助対象者が属する世帯員全員がこの補助制度による補助金の交付の決定を受けていないこと。
- (5) 補助金の申請を行おうとする省エネ家電の購入費について、市から他の補助制度により補助を受けていないこと。
- (6) 補助金の申請を行おうとする省エネ家電と同種の買替前の家電を特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき適正に処理していること。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 補助金は、補助対象者及びその世帯員に対して、1回限りの交付とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大洲市省エネ家電買替促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者を含む世帯全員の住民票の写し（申請日前3月以内に発行されたもの）
- (2) 申請者を含む世帯全員の市税納税証明書（申請日前1月以内に発行されたもの）
- (3) 省エネ家電の領収書の写し（購入日、購入店舗、型式等の記載があるもの）
- (4) 省エネ家電の保証書の写し
- (5) 省エネ家電への買替前の家電の処分を証明する家電リサイクル券の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付額の決定及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金交付額を確定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者は、市長に補助金交付請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(処分の承認)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の対象となった省エネ家電を耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）期間内に処分しようとするときは、あらかじめ市長に処分承認申請書（様式第4号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、処分が真にやむを得ない事情によるものと認めたときは、当該申請を承認することができる。

3 市長は、前項の規定による承認をした場合には、処分承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前条の承認を受けないで省エネ家電を処分したとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が取り消す必要があると認めたとき

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする

(定期報告)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、省エネ家電の使用状況等の報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月13日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 省エネ家電の種類 | 要 件                        |
|----------|----------------------------|
| 家庭用エアコン  | 統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上であること |
| 電気冷蔵庫    |                            |
| テレビ      |                            |

別表第2（第4条関係）

| 省エネ家電の種類 | 補助対象経費  | 補助金の額                 |
|----------|---|-----------------------|
| 家庭用エアコン  | 対象家電の購入費（付属品、設置、配送等に係る経費、既設の機器の処分に関する経費、消費税及び地方消費税を除く。） |                       |
| 電気冷蔵庫    |   | 補助対象経費の1/3<br>(上限3万円) |
| テレビ      |   |                       |

注 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

様式第1号（第5条関係）

大洲市省エネ家電買替促進事業費補助金交付申請書

年　月　日

大洲市長様

大洲市省エネ家電買替促進事業費補助金の交付を受けたいので、大洲市省エネ家電買替促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|       |      |             |      |       |
|-------|------|-------------|------|-------|
| 申請者情報 | フリガナ |             | 電話番号 |       |
|       | 氏名   |             | 生年月日 | 年　月　日 |
|       | 住所   | 〒　　－<br>大洲市 |      |       |
| 購入日   |      |             |      |       |
| 購入店名  |      |             |      |       |

| 購入家電    | メーカー | 型番 | 製造番号 | 本体購入価格（税抜） |
|---------|------|----|------|------------|
|         | 一    |    |      | 円          |
|         |      |    |      | 円          |
|         |      |    |      | 円          |
| 購入価格合計額 |      |    |      | 円          |
| 補助申請額   |      |    |      | 円          |

添付書類（チェックしてください。）

- 住民票（世帯全員）の写し（申請日前3月以内に発行されたもの）
- 申請者を含む世帯全員の市税納税証明書（申請日前1月以内に発行されたもの）
- 対象家電の購入に係るレシート又は領収書の写し  
(購入日、購入店舗、型式等の記載があり、省エネ家電本体価格のわかるもの)
- 対象家電の製造者（メーカー）が発行した当該対象家電に係る保証書の写し
- 買い替え前の家電の処理に係る家電リサイクル券の写し
- 振込先口座が分かる通帳の写し

様式第2号（第6条関係）

大洲市指令第 号  
年 月 日

様

大洲市長 印

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで交付申請のありました大洲市省エネ家電買替促進事業費補助金について、大洲市省エネ家電買替促進事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 補助対象家電

この補助金の交付対象となる省エネ家電の内容は、補助金交付申請書及びその添付書類に記載されているとおり。

2 交付金額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 設置場所 大洲市

様式第3号（第7条関係）

年　月　日

大洲市長様

補助対象者 住 所  
氏 名  
電話番号

補助金交付請求書

年　月　日付け大洲市指令第　　号で交付の決定を受けた大洲市省エネ  
家電買替促進事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金\_\_\_\_\_円

2 補助金の振込先

| 金融機関名 | 銀行                               | 本店 |
|-------|----------------------------------|----|
|       | 信用金庫                             | 支店 |
|       | 農協                               | 支所 |
| 預金種別  | (1) 普通（総合を含む） (2) 当座 (3) その他（　　） |    |
| 口座番号  |                                  |    |
| 口座名義人 | フリガナ                             |    |
|       | 氏名                               |    |

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

大洲市長様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

処 分 承 認 申 請 書

大洲市省エネ家電買替促進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付決定通知番号 年 月 日付け大洲市指令第 号

2 省エネ家電設置場所 大洲市\_\_\_\_\_

3 省エネ家電の種類 \_\_\_\_\_

4 補助対象者氏名 \_\_\_\_\_

5 処分の理由  
\_\_\_\_\_

6 処分の時期 年 月 日から

様式第5号（第8条関係）

年　　月　　日

様

大洲市長

印

処分承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった処分について、次のとおり承認したので、大洲市省エネ家電買替促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 処分しようとする省エネ家電 \_\_\_\_\_
- 2 処分の内容 \_\_\_\_\_
- 3 補助対象者氏名 \_\_\_\_\_
- 4 備考 \_\_\_\_\_